

NTTドコモ損害保険の現状

Disclosure 2026

目次

トップメッセージ	2
----------	---

I. 保険会社の概況及び組織

1. 代表的な経営指標等	3
2. 経営の組織	3
3. 株主・株式の状況	4
4. 役員の状況	4
5. 会計監査人の状況	5

II. 保険会社の主要な業務の内容

1. 会社の目的	6
2. 事業の内容	6

III. 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況	7
2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標	8
3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	9
4. 責任準備金の残高の内訳	18
5. 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	19
6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	19

IV. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制	20
2. 法令等遵守の体制	21
3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性	24
4. 指定紛争解決機関	25

V. 財産の状況

1. 計算書類	26
2. 保険業法に基づく債権	36
3. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況	37
4. 時価情報等	38
5. その他	38

※ 本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

トップメッセージ



平素よりN T T ドコモ損害保険に格別のご厚情とご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

お陰様で、当社は設立2年目を滞りなく終え、事業基盤の確立からさらなる成長に向け、着実に歩みを進めることができました。これもひとえに皆様のご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

2025年度は、保険引受の拡大や資産運用の拡充を通じて収益基盤の強化を図るとともに、コンプライアンスやガバナンス、リスクマネジメント機能の深化を進め、再保険会社としての健全性と信頼性を支える経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

今後も事業環境の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、N T T ドコモグループの再保険会社としての機能を一層高め、グループのリスクマネジメントに貢献するとともに、安定的な事業運営と企業価値の向上を実現してまいります。

私たちは、N T T ドコモグループの一員として、ブランドスローガン「つなごう。驚きを。幸せを。」のもと、再保険事業を通じて、お客さまや社会にさらなる“あんしん”を届けることを使命としています。その実現に向けて、挑戦を続け、皆様から愛され信頼される企業を目指してまいります。

引き続き、皆様のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社N T T ドコモ損害保険
代表取締役社長

小野 典子

I ． 保 険 会 社 の 概 況 及 び 組 織

1 ． 代 表 的 な 経 営 指 標 等

(単位：百万円)

項目	2024年度 (注1)	2025年度
正味収入保険料	95,871	119,242
正味損害率	29.4%	29.2%
正味事業費率	2.5%	1.7%
保険引受利益	△4,336	60,323
経常利益 (又は経常損失)	△4,335	60,725
当期純利益 (又は当期純損失)	3,155	52,948
ソルベンシー・マージン比率 (注2)	-	-
純資産額	25,155	58,103
総資産額	111,287	166,574
その他有価証券評価差額金	-	-
不良債権の状況(保険業法に基づく債権)	-	-

(注1) 当社は2024年4月に設立されたため、2024年度より記載しています (以降の頁も同様) 。

(注2) ソルベンシー・マージン比率は2026年10月に公表予定です。

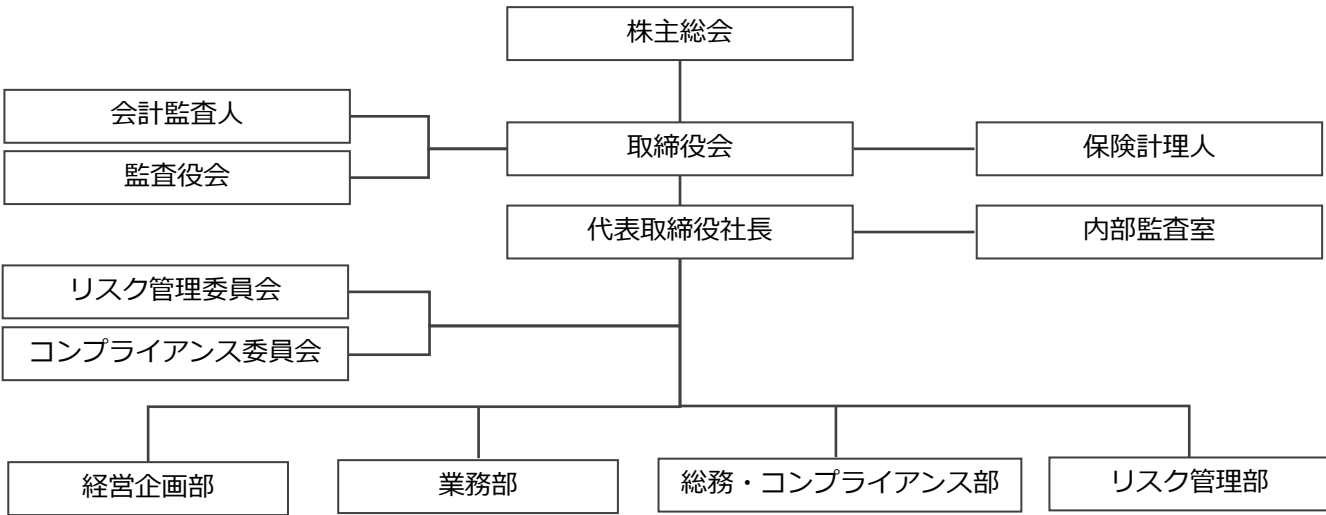
I 保 険 会 社 の 概 況 及 び 組 織

2 ． 経 営 の 組 織 (2026年7月 現在)

■ (1) 所在地

本社：沖縄県名護市字久志547番地 5 みらい5号館 (国内及び海外の支店はありません)

■ (2) 組織図



3. 株主・株式の状況

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス	440千株	100.0%

4. 役員の状況（2026年7月 現在）

役職	氏名	略歴	
代表取締役社長	小野 典子	1996年	エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社 (現：株式会社NTTドコモ)入社
		2021年	マーケティング部 ロイヤリティプログラム担当課長 DCM Reinsurance Company 財務/総務担当取締役
		2022年	アフターマーケットビジネス部 第一オペレーション担当課長
		2024年	当社 代表取締役社長（現職）
取締役(非常勤)	金子 和久	1990年	安田火災海上保険株式会社 (現：損害保険ジャパン株式会社)入社
		2021年	コマーシャルビジネス業務部
		2022年	マーケティング部
		2023年	営業企画部 担当部長
		2024年	株式会社NTTドコモ入社 株式会社NTTドコモ損害保険ホールディングス 代表取締役社長（現職） 当社 取締役（現職）
取締役(非常勤)	堤 良介	2001年	株式会社NTTドコモ四国 (現：株式会社NTTドコモ)入社
		2022年	光ブロードバンド事業推進部 販売企画・マーケティング戦略担当課長
		2023年	首都圏支社 スマートライフ部 スマートライフ企画担当部長
		2025年	アフターマーケットサービス部 戦略・企画担当部長（現職） 当社 取締役（現職）

役職	氏名	略歴	
監査役	立花 隆司	1987年	日本電信電話株式会社(現：N T T株式会社)入社
		2008年	株式会社N T T ドコモ入社
		2017年	株式会社ドコモ CS 九州入社 代理店サポートセンター所長
		2020年	コールセンター事業部長
		2021年	インフォメーションセンター所長兼務
		2023年	監査部 担当部長
		2024年	当社 監査役（現職）
監査役(非常勤)	三浦 一也	1980年	安田火災海上保険株式会社 (現：損害保険ジャパン株式会社)入社
		2012年	日立キャピタル損害保険株式会社 (現：キャピタル損害保険株式会社)に転籍 LTD 事業本部長
		2016年	同社 代表取締役
		2019年	日立キャピタルサービス株式会社 (現：M H C環境ソリューションズ株式会社) 常勤監査役
		2024年	当社 監査役（現職）
監査役(非常勤)	小宮 俊	2016年	弁護士登録（第一東京弁護士会） 弁護士法人中央総合法律事務所（東京事務所）入所
		2018年	金融庁出向
		2021年	弁護士法人中央総合法律事務所（東京事務所）復帰
		2025年	弁護士法人中央総合法律事務所（東京事務所） パートナー（現職）
		2025年	一般社団法人日本パデル協会 理事（現職）
		2026年	当社 監査役（現職）
		2026年	なないろ生命保険株式会社 社外監査役（現職）

5. 会計監査人の状況

氏名又は名称	有限責任 あずさ監査法人
--------	--------------

Ⅱ．保険会社の主要な業務の内容

1．会社の目的

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

- (1) 損害保険業のうち再保険事業
- (2) その他前号に附帯又は関連する一切の業務

2．事業の内容

当社が行っている主な業務は次のとおりです。

(1) 再保険の引受

当社は約定履行費用保険、動産総合保険、カード盗難保険、傷害保険に関する再保険の引受を行っています。

(2) 資産の運用

当社は預貯金及び満期保有の日本国債の他、親会社である株式会社N T Tドコモが運営するキャッシュ・マネジメント・システムを活用して資産運用管理を行っています。

Ⅲ. 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 直近の事業年度における事業の概況

2025年度における世界経済は、国際情勢や通商環境をめぐる不確実性が継続するなかでも、底堅い成長を維持しました。わが国の経済は、米国の関税政策による輸出への影響、物価上昇の影響があったものの、内需を中心とした緩やかな回復を続けています。

当社におきましては、2024年に損害保険業の免許を取得し、設立2年目を滞りなく終えました。株式会社N T T ドコモが提供するサービスに係る再保険契約の引受けを拡大すると共に、収益の安定性向上を目的として資産運用管理の拡充に努めてまいりました。その結果、2025年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益119,242百万円、資産運用収益401百万円を計上した結果、119,643百万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用57,794百万円、営業費及び一般管理費1,124百万円を計上した結果、58,918百万円となりました。この結果、経常利益は60,725百万円となり、これに法人税及び住民税等13,552百万円、法人税等調整額△5,774百万円を計上したことにより、当期純利益は52,948百万円となりました。

2. 直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2024年度	2025年度
正味収入保険料	95,871	119,242
経常収益	95,872	119,643
経常利益（又は経常損失）	△4,335	60,725
当期純利益（又は当期純損失）	3,155	52,948
資本金の額 （発行済株式の総数）	11,000 (440千株)	1,000 (440千株)
純資産額	25,155	58,103
総資産額	111,287	166,574
責任準備金残高	68,946	90,524
貸付金残高	1,337	2,020
有価証券残高	-	71,607
ソルベンシー・マージン比率（注1）	-	-
配当性向（注2）	-	100.0%
従業員数	5名	9名

(注1) ソルベンシー・マージン比率は2026年10月に公表予定です。

(注2) 配当性向は当期純利益に対しての配当割合を記載したものです（配当の実施は2026年7月）。

3. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

■ (1) 主要な業務の状況を示す指標等

正味収入保険料

(単位：百万円、%)

種目	2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	48	0.1	-	974	0.8	1,909.5
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	95,823	99.9	-	118,268	99.2	23.4
合計	95,871	100.0	-	119,242	100.0	24.4

(注) 正味収入保険料は受再契約の収入保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものです。

受再正味保険料

(単位：百万円、%)

種目	2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	48	0.1	-	974	0.8	1,909.5
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	95,823	99.9	-	118,268	99.2	23.4
合計	95,871	100.0	-	119,242	100.0	24.4

支払再保険料

該当ありません。

解約返戻金

該当ありません。

保険引受利益

(単位：百万円、%)

種目	2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	△ 4	0.1	-	△ 88	△ 0.1	-
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	△ 4,331	99.9	-	60,412	100.1	-
合計	△ 4,336	100.0	-	60,323	100.0	-

正味支払保険金

(単位：百万円、%)

種目	2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	0	0.0	-	68	0.2	10,159.5
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	28,205	100.0	-	34,738	99.8	23.2
合計	28,205	100.0	-	34,806	100.0	23.4

(注) 正味支払保険金は、受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

受再正味保険金

(単位：百万円、%)

種目	2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	0	0.0	-	68	0.2	10,159.5
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	28,205	100.0	-	34,738	99.8	23.2
合計	28,205	100.0	-	34,806	100.0	23.4

回収再保険金

該当ありません。

■ (2) 保険契約に関する指標等

契約者（社員）配当金の額

該当ありません。

正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

種目	2024年度			2025年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	1.4	28.1	29.4	7.0	26.4	33.4
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	29.4	2.5	31.9	29.4	1.5	30.9
合計	29.4	2.5	31.9	29.2	1.7	30.9

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種目	2024年度			2025年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	11.4	117.3	128.7	34.2	60.1	94.4
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	32.8	2.7	35.5	30.3	1.6	31.9
合計	32.8	2.7	35.5	30.3	1.8	32.1

- (注) 1. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 2. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 4. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 5. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

国内契約・海外契約別の収入保険料割合

区分	2024年度	2025年度
国内契約	100.0%	100.0%
海外契約	-	-

出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

該当ありません。

出再保険料の格付ごとの割合

該当ありません。

未収再保険金の金額

該当ありません。

■ (3) 経理に関する指標等

支払備金の額

(単位：百万円、%)

種目	2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	0	0.1	-	78	6.9	11,902.4
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	687	99.9	-	1,063	93.1	54.7
合計	688	100.0	-	1,142	100.0	66.0

責任準備金の額

(単位：百万円、%)

種目	2024年度			2025年度		
	金額	構成比	増減率	金額	構成比	増減率
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	38	0.1	-	697	0.8	1,715.3
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	68,908	99.9	-	89,826	99.2	30.4
合計	68,946	100.0	-	90,524	100.0	31.3

責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしていません。

引当金

該当ありません。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

株主資本等変動計算書に記載のとおりです。

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	■ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1% ■ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度引受契約におけるそれぞれの割合により按分しています。 ■ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ■ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	1,162百万円（注）異常危険準備金残高の取崩額 - 百万円

事業費

（単位：百万円）

区分	2024年度	2025年度
人件費	98	116
物件費	286	386
税金	575	620
拠出金	-	-
負担金	-	-
諸手数料及び集金費	1,406	955
合計	2,367	2,079

- （注）1. 金額は損益計算書における営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。
2. 拠出金は火災予防拠出金および交通事故予防拠出金の合計額です。
3. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

■ (4) 資産運用に関する指標等

資産運用の概況

(単位：百万円、%)

区分	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	69,639	62.6	39,159	23.5
コールローン	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	71,607	43.0
貸付金	1,337	1.2	2,020	1.2
土地・建物	4	0.0	4	0.0
運用資産計	70,981	63.8	112,791	67.7
総資産	111,287	100.0	166,574	100.0

利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円、%)

区分	2024年度		2025年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	-	-	61	0.1
コールローン	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	325	0.5
貸付金	1	0.1	14	0.7
土地・建物	-	-	-	-
小計	1	0.1	401	0.3
その他	-	-	-	-
合計	1	-	401	-

(注) 収入金額は、損益計算書における「資産運用収益」の金額です。

海外投融資残高及び構成比

該当ありません。

海外投融資利回り

該当ありません。

商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比 (単位：百万円、%)

区分	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-	71,607	100.0
合計	-	-	71,607	100.0

保有有価証券利回り（インカム利回り） (単位：百万円、%)

区分	2024年度		2025年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
国債	-	-	325	0.5
合計	-	-	325	0.5

有価証券の種類別の残存期間別残高 (単位：百万円)

区分	2024年度					2025年度				
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超	合計
国債	-	-	-	-	-	23,958	47,648	-	-	71,607
合計	-	-	-	-	-	23,958	47,648	-	-	71,607

業種別保有株式の額

該当ありません。

貸付金の残存期間別の残高 (単位：百万円)

区分	2024年度					2025年度				
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超	合計
変動金利 うち国内企業向け	1,337 1,337	- -	- -	- -	1,337 1,337	2,020 2,020	- -	- -	- -	2,020 2,020
固定金利 うち国内企業向け	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合計 うち国内企業向け	1,337 1,337	- -	- -	- -	1,337 1,337	2,020 2,020	- -	- -	- -	2,020 2,020

担保別貸付金残高

該当ありません。

貸付金業種別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比
農林・水産業	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-
卸売業・小売業	-	-	-	-
金融業・保険業	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業	-	-	-	-
情報通信業	1,337	100.0	2,020	100.0
運輸業・郵便業	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
サービス業等	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)	-	-	-	-
小計	1,337	100.0	2,020	100.0
公共団体	-	-	-	-
公社・公団	-	-	-	-
約款貸付	-	-	-	-
合計	1,337	100.0	2,020	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

貸付金企業規模別内訳

(単位：百万円、%)

区分	2024年度		2025年度	
	残高	構成比	残高	構成比
大企業	1,337	100.0	2,020	100.0
中堅企業	-	-	-	-
中小企業	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
一般貸付計	1,337	100.0	2,020	100.0

- (注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 2. 中堅企業とは(注) 1. の「大企業」および(注) 3. の「中小企業」以外の企業をいいます。
 3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます)。
 4. その他とは、非居住者貸付、公社・公団、個人ローン等です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
土地	-	-
営業用	-	-
賃貸用	-	-
建物	4	4
営業用	4	4
賃貸用	-	-
建設仮勘定	-	-
営業用	-	-
賃貸用	-	-
不動産計	4	4
営業用	4	4
賃貸用	-	-
リース資産	-	-
その他有形固定資産	20	18
有形固定資産合計	24	22

■ (5) 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

(単位：百万円)

種目	2024年度			2025年度		
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	合計
火災保険	-	-	-	-	-	-
海上保険	-	-	-	-	-	-
傷害保険	36	1	38	665	32	697
自動車保険	-	-	-	-	-	-
自動車損害 賠償責任保険	-	-	-	-	-	-
その他	65,841	3,066	68,908	85,981	3,845	89,826
合計	65,878	3,068	68,946	86,646	3,877	90,524

(注) 危険準備金、払戻積立金および契約者配当準備金等については該当がありません。

5. 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

期首時点の支払備金の当期末状況

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前引受契約に係る当期支払保険金	前期以前引受契約に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2024年度	-	-	-	-
2025年度	688	10,172	3	△9,487

- (注) 1. 国内受再契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前引受契約に係る当期支払保険金＋前期以前引受契約に係る当期末支払備金）

6. 事故発生から期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

傷害保険

(単位：百万円、%)

引受年度		2024年度			2025年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 支払 保険 金 ＋ 支払 備 金	引受年度末	1	-	-	99	-	-
	1年後	48	3,667.0	47	-	-	-
	2年後	-	-	-	-	-	-
	3年後	-	-	-	-	-	-
	4年後	-	-	-	-	-	-
最終損害見積り額		48			99		
累計保険金		45			23		
支払備金		3			75		

- (注) 1. 国内受再契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

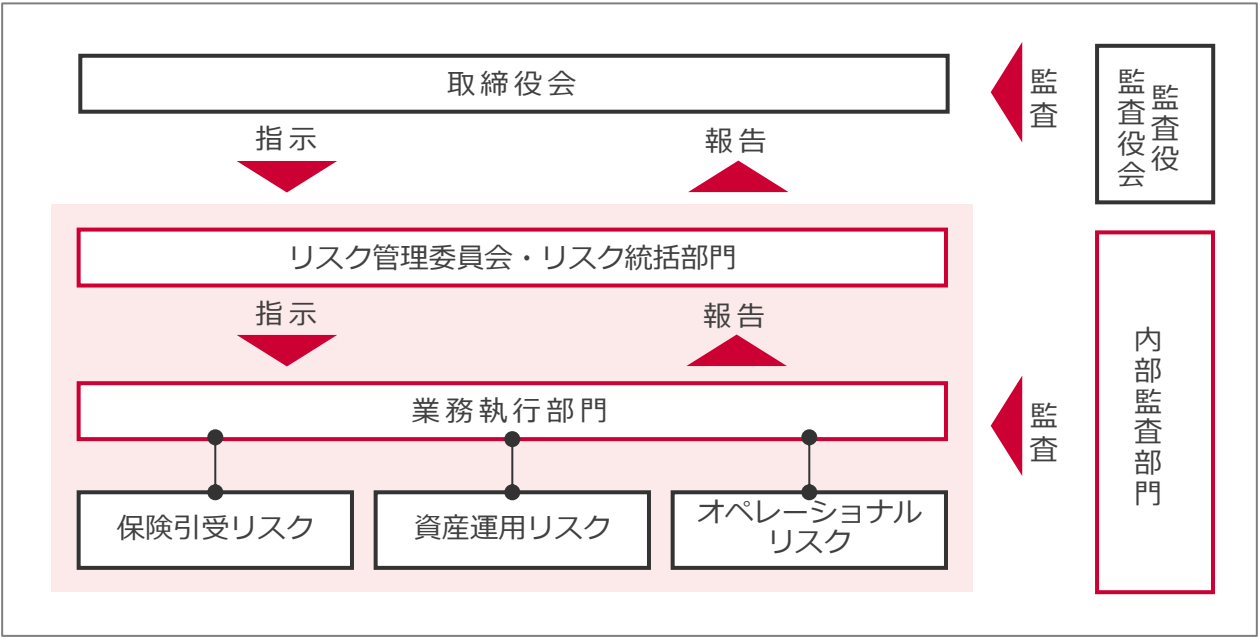
IV. 保険会社の運営

1. リスク管理の体制

当社では戦略目標を達成するにあたってのリスクを個別かつ統合的に管理することを通じて、持続的に企業価値を向上させるために、リスク管理方針等を定め、適切なリスク管理体制の整備のもとリスクマネジメント機能の深化に継続的に取り組んでいます。また、事業環境の変化やリスクの多様化を踏まえ、リスク管理の高度化を実現するとともに、強固な体制を通じて効果的なリスク管理を継続していくことを経営の重要課題として取り組んでいます。

当社は、保険事業を行うにあたり直面する業務上の各種リスクについて審議し、関係各部門においてリスク管理に対する適切な施策が講じられているかの検証等を目的としたリスク管理委員会を設置し、全社的な統合的リスク管理を推進しています。

■ (1) リスク管理体制図（2026年7月 現在）



■ (2) 主なリスクの管理

① 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率等が当初の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます（再保険金の回収不能リスクを含む）。

当社では、各種規程に基づき設定したリスク管理指標等に沿って、四半期ごとに定量的なモニタリング及びリスク状況の把握を行い、管理しています。

② 資産運用リスク

保有する資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動することにより、損失を被るリスクをいいます（資金流動性の低下により損失を被るリスクを含む）。

当社では、各種規程に基づき設定した信用リスク指標や流動性指標等に沿って、四半期ごとに定量的なモニタリング及びリスク状況の把握を行い、管理しています。

③ オペレーショナルリスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

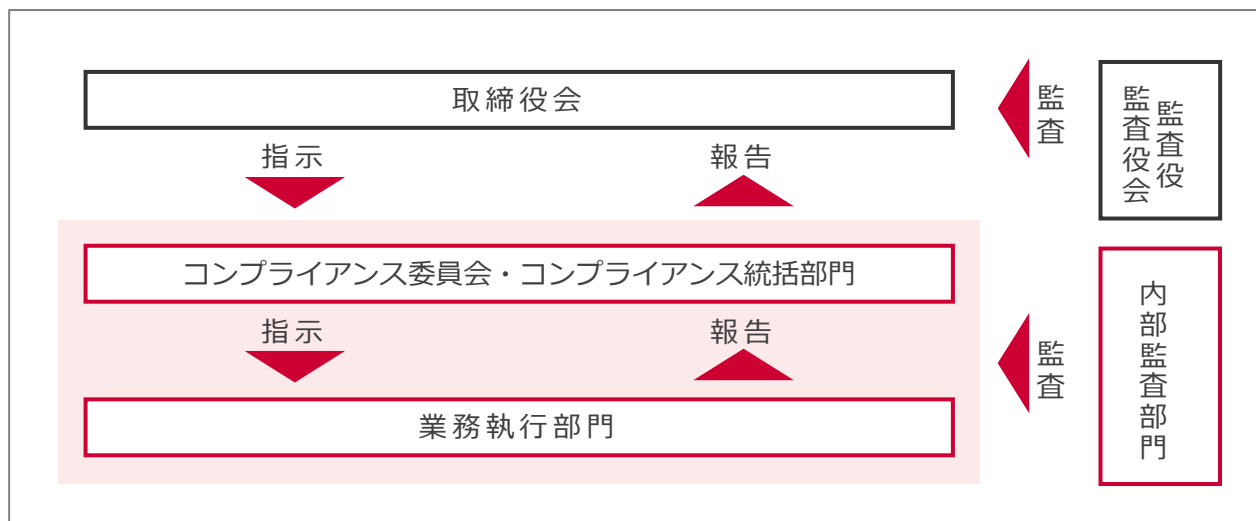
当社では、四半期ごとのリスク管理委員会にて、各部門におけるオペレーショナルリスクの発現状況等をモニタリングし、改善策等を検討しています。

2. 法令等遵守の体制

当社では、当社のすべての役職員が企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する体制を構築するため、コンプライアンス基本方針等を定め、コンプライアンスを経営の根幹となるべき最重要課題のひとつと位置付け、全役職員が常にコンプライアンスを意識・遵守し業務に取り組んでいます。

当社は、保険事業を行う上で推進すべき法令遵守の体制全般について審議し、関係各部門において法令遵守徹底に対する適切な施策が講じられているかの検証等を目的としたコンプライアンス委員会を設置し、全社に関わるコンプライアンスの重要事項について協議・検討を行っています。

■ (1) コンプライアンス（法令等遵守）体制図（2026年7月 現在）



■ (2) コンプライアンス基本方針

■ コンプライアンス基本方針 ■

当社は、コンプライアンスを経営の根幹となるべき最重要課題のひとつと位置付け、当社のすべての役職員が企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定める。

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立する。
- (2) コンプライアンスとは、「法令、定款、倫理方針、倫理綱領、N T Tグループ人権方針、N T Tドコモグループ人権に関する基本方針、N T Tドコモグループサステナビリティ方針、社内規程類および各種通達・事務連絡等の社内ルールの遵守はもとより、倫理規範（企業行動の誠実性）を含む、当社が社会的責任を果たすためのあらゆる倫理法令を遵守すること」とする。

2. コンプライアンス態勢の構築

(1) 体制の整備

- ① コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備する。
- ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を設置し、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与する。
- ③ コンプライアンス推進責任者を各組織に設置し、各組織におけるコンプライアンスの実践を推進する。
- ④ 役職員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備し、早期発見・是正に努める。

(2) 推進活動の実施

- ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンスマニュアルを策定し、周知徹底する。
- ② コンプライアンス実践の具体的な取組事項をまとめた実施計画を策定し、実施する。
- ③ コンプライアンスを徹底するため、定期的な研修やモニタリングを行う。
- ④ コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止する。

3. コンプライアンスに係る役職員の行動基準

(1) 法令等の徹底

国内外においてあらゆる法規とその精神を遵守するとともに、高い倫理観をもって行動する。また、常に公正・透明・自由な競争、取引を行う。

① 関連法令の遵守

- ・ 当社が社会的責任を果たすためのあらゆる倫理法令を遵守する。

② 公正かつ自由な競争

- ・ 取引に当たっては自由競争のルールを遵守し、公明正大に行う。
- ・ 独占禁止法や不正競争防止法等、国内外の関連法規を遵守し、正々堂々と市場での競争に挑む。

③ 知的財産権の保護

- ・ 知的財産権を尊重し、適切な取り扱いを徹底する。

(2) 社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持する。

① 反社会的勢力に対する姿勢

- ・ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて、以下に基づき、断固たる対応を行う。

1. 反社会的勢力による要求は、担当者や担当部署だけに任せずに、経営層以下、組織全体として対応する。
2. 反社会的勢力による要求に対応する職員の安全を確保する。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
4. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない。
5. 反社会的勢力による取引の強要は、断固これを拒否する。
6. 反社会的勢力による要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
7. 反社会的勢力による要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

② 贈収賄の禁止

- ・ 政治家・公務員をはじめすべてのステークホルダーとは適正な関係を保ち、贈収賄あるいはそれに類するような疑わしい行為には絶対に関与しない。

(3) 適切かつ透明性の高い経営

国内外の幅広いステークホルダーに、企業情報を適時・的確に開示し、透明性を高める。

① 情報の開示

- ・ 財務をはじめ経営全般にわたる企業情報は、ネガティブ情報も含めて、適時、公平、継続して開示し、説明責任（アカウンタビリティ）を果たす。

② 機密情報の取扱い

- ・ 企業機密情報の重要性を認識し、適正な管理と保護を徹底する。
- ・ 口頭、文書を問わず、社内で行き扱うビジネス情報が貴重な経営資源であることを認識し、その管理・保護に細心の注意を払い、流出・漏洩を防ぐ。

(4) 人権の尊重

お客さまおよび職員の人権を尊重し、個人情報保護を徹底する。

① 基本的人権の尊重

- ・ 人権を尊重し、民族、国籍、性別、宗教等による不当な差別や嫌がらせを、断固として排除する。

② 個人情報の保護

- ・ お客さまの個人情報を本来の目的以外に利用や、第三者に漏洩するような行為は絶対に行わない。
- ・ 職員の個人情報の適正な管理と保護を徹底する。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

保険業法施行規則第59条の2第1項第4号八に掲げる事項（注）については該当契約がありません。

（注）第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認についての合理性および妥当性

4. 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

——一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

そんぽADRセンター（そんぽADRセンター東京／そんぽADRセンター近畿）

03-4332-5241（全国共通）

受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）の午前9時15分～午後5時

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp>)

V. 財産の状況

1. 計算書類

■ (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2024年度	2025年度
(資産の部)		
現金及び預貯金	69,639	39,159
有価証券	-	71,607
貸付金	1,337	2,020
有形固定資産	24	22
建物	4	4
その他の有形固定資産	20	18
その他資産	23,377	31,082
再保険貸	23,355	30,937
その他の資産	22	145
繰延税金資産	16,907	22,682
資産の部合計	111,287	166,574
(負債の部)		
保険契約準備金	69,634	91,667
支払備金	688	1,142
責任準備金	68,946	90,524
その他負債	16,496	16,803
再保険借	6,525	7,567
未払法人税等	8,561	6,945
預り金	0	0
未払金	1,408	2,288
その他の負債	0	2
負債の部合計	86,131	108,471
(純資産の部)		
資本金	11,000	1,000
資本剰余金	11,000	1,000
資本準備金	11,000	1,000
利益剰余金	3,155	56,103
その他利益剰余金	3,155	56,103
繰越利益剰余金	3,155	56,103
株主資本合計	25,155	58,103
純資産の部合計	25,155	58,103
負債の部及び純資産の部合計	111,287	166,574

(2025年度貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法について、満期保有目的の債券は移動平均法に基づく償却原価法（利息法）によっています。
2. 有形固定資産の減価償却は、定額法によっています。
3. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
4. 正味収入保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。

5. 会計上の見積りに関する事項は次のとおりです。

(1)繰延税金資産

①当期の財務諸表に計上した金額 22,682百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）に基づき、企業の分類を判定し、将来減算一時差異に対して、予測される将来一時差異等加減算前課税所得や将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングの結果を考慮し、繰延税金資産を計上しています。

将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りや企業の分類は、当年度の実績に加え、将来収支予測を基礎としています。また、見積もった将来の一時差異等加減算前課税所得により、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。将来収支予測における主要な仮定である正味収入保険料、正味支払保険金および支払備金繰入額は、過去の業績等をもとに策定した予算から算出しています。これら将来収支予測における見積り金額が、翌期以降の課税所得に影響を与えます。

繰延税金資産は、将来の課税所得の予測や仮定に基づき計上するため、実際の課税所得の発生状況や今後の業績等により、将来減算一時差異の回収可能性の判断が変化した場合、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(2)支払備金

①当期の財務諸表に計上した金額 1,142百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、保険業法等の法令等の定めにより、保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金等のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上しています。インフレーションや為替相場の変動などによる将来における状況変化により、支払備金の計上額が変動する可能性があります。

6. 金融商品に関する事項は、次のとおりです。

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は保険業法に基づく損害保険事業を行っています。保有する資産は保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることを鑑み、資金運用については、預貯金及び満期保有の日本国債の他、親会社である株式会社N T T ドコモが運営するキャッシュ・マネジメント・システムを活用しています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は主として預貯金及び満期保有目的の日本国債です。預貯金は預金保険制度において全額保護対象の決済性普通預金及び預入期間1年以内の定期預金です。また、キャッシュ・マネジメント・システムによる資金取引は、貸付期間に定めはないものの、短期に解除可能な貸付金です。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する預貯金のうち、決済性普通預金は、預金保険制度において全額保護対象であるため、リスクは有していません。また、定期預金、満期保有目的の日本国債及びキャッシュ・マネジメント・システムによる資金取引は、取締役会においてリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記した諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、四半期毎に取締役会に報告しています。

(2)金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、預貯金及び貸付金、その他資産・負債に含まれる金融商品のうち短期間で決済されるものは、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券 満期保有目的の債券	71,607	71,227	△380
資産計	71,607	71,227	△380

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類します。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類します。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当ありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
預貯金及び貸付金、その他資産・負債に含まれる金融商品は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	71,227	-	-	71,227
資産計	71,227	-	-	71,227

7. 保険業法に基づく債権に関する事項は、次のとおりです。

保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額は以下のとおりであります。

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものではありません。

(2)危険債権に該当するものではありません。

(3)三月以上延滞債権に該当するものではありません。

(4)貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

(5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の合計額に該当するものではありません。

8. 有形固定資産の減価償却累計額は4百万円です。

9. 関係会社に対する金銭債権総額は2,020百万円、金銭債務総額は2,254百万円です。

10. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳は、次のとおりです。

繰延税金資産		
責任準備金		22,542百万円
その他		140百万円
繰延税金資産	小計	22,682百万円
評価性引当額		-
繰延税金資産	合計	22,682百万円
繰延税金負債		0百万円
繰延税金負債	合計	0百万円
繰延税金資産の純額		22,682百万円

11. (1)支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金（出再支払備金控除前）	1,142百万円
同上にかかる出再支払備金	- 百万円
差 引	1,142百万円

(2)責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	86,646百万円
同上にかかる出再責任準備金	- 百万円
差 引（①）	86,646百万円
その他の責任準備金（②）	3,877百万円
計（①＋②）	90,524百万円

12. 1株当たり純資産額は132,054円04銭です。

13. 当社は、法人税額の計算および申告において、N T T株式会社を親会社とするグループ通算制度を適用しています。

14. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

■ (2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度	2025年度
経常収益	95,872	119,643
保険引受収益	95,871	119,242
正味収入保険料	95,871	119,242
資産運用収益	1	401
利息及び配当金収入	1	401
その他経常収益	-	0
経常費用	100,208	58,918
保険引受費用	99,247	57,794
正味支払保険金	28,205	34,806
諸手数料及び集金費	1,406	955
支払備金繰入額	688	454
責任準備金繰入額	68,946	21,577
資産運用費用	-	-
営業費及び一般管理費	960	1,124
その他経常費用	-	-
経常利益（又は経常損失）	△4,335	60,725
特別利益	-	-
特別損失	0	-
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	△ 4,335	60,725
法人税及び住民税	9,415	13,552
法人税等調整額	△16,907	△5,774
法人税等合計	△7,491	7,777
当期純利益（又は当期純損失）	3,155	52,948

(2025年度損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益総額は14百万円、費用総額は240百万円です。

2. 収益及び費用に関する内訳は次のとおりです。

(ア) 正味収入保険料の内訳

収入保険料	119,242百万円
支払再保険料	- 百万円
差 引	119,242百万円

(イ) 正味支払保険金の内訳

支払保険金	34,806百万円
回収再保険金	- 百万円
差 引	34,806百万円

(ウ) 諸手数料及び集金費の内訳

支払諸手数料及び集金費	955百万円
出再保険手数料	- 百万円
差 引	955百万円

(工) 支払備金繰入額の内訳

支払備金繰入額（出再支払備金控除前）	454百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	- 百万円
差 引	454百万円

(オ) 責任準備金繰入額の内訳

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	20,768百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	- 百万円
差 引 (①)	20,768百万円
その他の責任準備金繰入額 (②)	809百万円
計 (①+②)	21,577百万円

(カ) 利息及び配当金収入の内訳

有価証券利息	325百万円
貸付金利息	14百万円
預貯金利息	61百万円
計	401百万円

3. 1株当たりの当期純利益は120,336円56銭です。

4. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は次のとおりです。

国内の法定実効税率	27.4%
(調整)	
沖縄振興特別措置法に関する税額控除	△14.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.8%

5. 関連当事者との取引は次のとおりです。

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有 (所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内訳	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社NTTドコモ損害保険 ホールディングス	被所有 直接100%	出資の引受、 経営管理、 役員の兼任	配当金の支払 (注1)	20,000	-	-
親会社	NTT株式会社	被所有 間接100%	経営管理	通算税効果額	2,179	未払金	2,179
親会社	株式会社NTTドコモ	被所有 間接100%	資金の預入、 出向者の受入	資金貸付 (注2)	1,944	貸付金	2,020
				利息受取	14	-	-

(注1) 資本金及び資本準備金の減資による配当です。

(注2) 資金貸付とは、親会社が運営するキャッシュ・マネジメント・システムへの資金供給であり、運用利率は市場金利をもとに決定しています。

なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

兄弟会社等

該当事項はありません。

6. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

■ (3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2024年度	2025年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前純利益（△は損失）	△4,335	60,725
減価償却費	2	2
支払備金の増減額（△は減少）	688	454
責任準備金の増減額（△は減少）	68,946	21,577
利息及び配当金収入	△1	△401
有形固定資産関係損益（△は益）	0	-
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額（△は増加）	△23,352	△7,576
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額（△は減少）	7,074	957
小計	49,021	75,740
利息及び配当金の受取額	1	218
利息の支払額	-	△63
法人税等の支払額	-	△14,195
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,022	61,700
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	△38,100
有価証券の取得による支出	-	△71,490
資産運用活動計	-	△109,590
（営業活動及び資産運用活動計）	(49,022)	(△47,889)
有形固定資産の取得による支出	△20	△7
その他資産の取得による支出	△25	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45	△109,597
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	22,000	-
配当金の支払額	-	△20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,000	△20,000
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	70,977	△67,897
現金及び現金同等物期首残高	-	70,977
現金及び現金同等物期末残高	70,977	3,080

(2025年度キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

現金及び預貯金	39,159百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△38,100百万円
貸付金 ※	2,020百万円
現金及び現金同等物	3,080百万円

※キャッシュ・マネジメント・システムに係るものです。

2. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

■ (4) 株主資本等変動計算書

2024年度（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）（単位：百万円）

	株主資本								評価・ 換算差額 等	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益剰 余金				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額											
新株の発行	11,000	11,000		11,000				22,000		22,000	
当期純利益						3,155	3,155	3,155		3,155	
当期変動額合計	11,000	11,000	-	11,000	-	-	3,155	3,155	25,155	-	25,155
当期末残高	11,000	11,000	-	11,000	-	-	3,155	3,155	25,155	-	25,155

2025年度（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）（単位：百万円）

	株主資本								評価・ 換算差額 等	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
						別途 積立金	繰越利益剰 余金				
当期首残高	11,000	11,000	-	11,000	-	-	3,155	3,155	25,155	-	25,155
当期変動額											
減資	△10,000	△10,000	20,000	10,000							
剰余金の配当			△20,000	△20,000					△20,000		△20,000
当期純利益							52,948	52,948	52,948		52,948
当期変動額合計	△10,000	△10,000	-	△10,000	-	-	52,948	52,948	32,948	-	32,948
当期末残高	1,000	1,000	-	1,000	-	-	56,103	56,103	58,103	-	58,103

（2025年度株主資本等変動計算書の注記）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は次のとおりです。（単位：千株）

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	440	-	-	440

2. 配当に関する事項は次のとおりです。
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年8月6日 臨時株主総会	普通株式	20,000	45,454.54	-	2025年9月30日

3. 金額は記載単位未満を切捨表示しています。

2. 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	-	-
危険債権額	-	-
三月以上延滞債権額	-	-
貸付条件緩和債権額	-	-
合計	-	-
正常債権額	1,337	2,020

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
3. 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権以外のものに区分される債権です。

3. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン比率の公表に合わせて、2026年10月に更新予定です。

4. 時価情報等

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	2024年度			2025年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	71,607	71,227	△380
資産計	-	-	-	71,607	71,227	△380

③ 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

④ その他有価証券で時価のあるもの

該当ありません。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）

該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（（7）に掲げるものを除く）

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）

該当ありません。

5. その他

保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

株式会社 N T T ドコモ損害保険

〒905-2173

沖縄県名護市字久志547番地 5 みらい5号館

<https://www.docomo-sompo.com>

N T T DOCOMO General Insurance, Inc.

